

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

海外関連

新型コロナウイルス感染症の世界的な広がり为背景として、海外に進出している企業、海外との取引を行っている企業に対して国は以下の支援を講じています。

1. 現地進出企業・現地情報 及びジェトロ相談窓口

ジェトロ（日本貿易振興機構）HPにて、新型コロナウイルス感染症の 影響等に関する様々な情報を紹介しています。

①操業再開に向けた中国の省市別支援策

省市別にご活用いただける支援策を紹介しています。例えば、広東省政府は、企業の業務再開に向けた対応・支援策、雇用コスト・経営負担の低減策、政府支援の拡大等を打ち出しています。

②ビジネス短信の発信

ビジネス短信では、世界主要国・地域の政治・経済に関する制度、統計、市場動向などを発信。世界各地の新型コロナウイルス感染症関連情報をご確認いただけます。

③新型コロナウイルス関連相談窓口

ジェトロでは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた中小企業等に対する相談窓口を設置しています。

平日 9 時～12 時/13 時～17 時（土日祝日除く）

東京 03-3582-5651

【出典】 <https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/>

2. 輸出入手続きの緩和等

新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等が見込まれることから、新たな特例措置も含め、貿易管理上の注意事項とそれに対する相談窓口等をまとめました。

1. 輸入関連

輸入承認証の有効期間が過ぎるおそれのある場合

→ 有効期間の延長を申請することが可能です。【外為法】

関税割当証明書の有効期間が過ぎるおそれのある場合

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

→ 有効期間を期間満了日の翌日から30日を超えない範囲で延長 することの申請が可能です。【関税暫定措置法等】

2. 輸出関連

輸出許可証又は輸出承認証の有効期間が過ぎるおそれのある場合

→ 有効期間の延長を申請することが可能です。【外為法】

輸出許可証に付された条件の履行を期限までに行えない場合

→ 令和2年6月30日までに履行期限が到来するものについては、一律、令和2年6月30日まで履行期限を延長します。【外為法】

なお、輸出入ともに、各国政府機関等により、ワシントン条約に基づき発行された輸出許可証等、ダイヤモンド原石の国際証明制度に基づき発行されたキンバリー・プロセス証明書又は日本商工会議所により発行された特定原産地証明書等については、延長はできませんので、ご注意ください。

3. 申請に係る押印の取扱い

輸出許可証、輸出承認証又は輸入承認証の内容変更又は有効期間の延長に係る申請において、当該申請書への押印（代表者印等）が難しい場合には、それぞれの申請で必要な添付書類に加え、「理由書（様式自由）」の提出をもって、押印を不要とします。【外為法】

4. 申請受付等について【外為法】

○申請・受領については、郵送・電子申請のみ可能とします。

○問い合わせ・相談等について、窓口での相談受付は原則行いません。電話又はメールでご連絡ください。

【出典および問い合わせメール、電話番号】

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/01_gaitame/corona_virus.html